

第10回鹿児島市屋外広告物審議会 会議録（概要）

開催日時	平成22年3月24日（水） 14時00分～16時00分
開催場所	市役所東別館9階 特別中会議室
出席者	委員13人、事務局5人
（委員）	野田会長 平尾委員 津曲委員 米永委員 柳井谷委員 西委員 永里委員 峯元委員 黒川委員（川寄委員代理） 横山委員（高木委員代理） 小磯委員 古木委員 北山委員（成清委員代理）
（事務局）	上林房都市計画部長、堂園都市景観課長、東主幹、その他関係職員
会議の概要	
1 開 会	<p>1 開 会</p> <p>■事務局</p> <p>本日の出席委員は、17人中13人で過半数であり、鹿児島市屋外広告物審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。</p> <p>新しく委員となった峯元委員を紹介。</p>
2 会長選出	<p>2 会長選出について</p> <p>(1) 会長選出</p> <p>鹿児島市屋外広告物審議会規則第2条第1項「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」の規定に基づき会長の選出を事務局より依頼した。</p> <p>柳井谷委員から野田委員の推薦があり、委員全員の合意により野田委員が会長に選出された。野田会長から、就任の挨拶が行われた。</p> <p>(2) 会長代理選出</p> <p>鹿児島市屋外広告物審議会規則第2条第3項「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」の規定に基づき会長が、古川委員を会長代理に指名した。</p> <p>■会長</p> <p>第10回鹿児島市屋外広告物審議会の開催を宣言。会議録の署名を、平尾委員と西委員にお願いしたい。</p> <p>■平尾委員・西委員</p> <p>了承</p> <p>■会長</p> <p>当審議会には、傍聴に関する規定がない。事務局、傍聴希望者があるか。</p>

<p>3 議 事</p>	<p>■事務局 傍聴希望者2名、報道機関の取材希望が1社ある。</p> <p>■会長 本日の審議会の傍聴を認めてもよろしいか。</p> <p>■委員一同 異議なし</p> <p>■会長 傍聴の許可を行い、審議会の円滑な進行をお願いすると共に報道機関の頭撮りを許可した。</p> <p>意見聴取 「景観に配慮した屋外広告物のあり方（見直しの方向性）について」</p> <p>上林房都市計画部長が今回の審議会の主旨を説明し、堂園都市景観課長が「前回の各委員からの意見に対する調査結果」及び「景観に配慮した屋外広告物のあり方（見直しの方向性）」について説明を行った後、審議会からの意見をいただいた。 質疑の概要は次のとおり。</p> <p><1. 電光掲示板（可変表示式）のあり方></p> <p>■委員 企業側として、電光掲示板でのCMはテレビ等と比べて、コストパフォーマンスの高いものであると認識している。 市内全域での制限ではなく、場所を決めて制限する方針はよいと思う。 企業間にフェアな規制内容であれば、企業家にも承認を得られるだろう。 特に、福祉団体へのヒアリング結果でも規制が必要であるとの意見もあることから、一部の地域を規制することに対して納得してもらえと思う。</p> <p>■委員 1㎡以上の電光掲示板を規制したいとしているが、1㎡の面積基準の根拠を教えてください。1㎡の電光掲示板が2～3m上に設置されていても、文字が小さすぎて見えないので、1㎡という基準を再検討したほうがよいのではないかと。</p> <p>■事務局 過度の規制にならないよう、実態調査結果に基づき1㎡以内の掲出状況を確認して、基準を定めている。一部の地域に限り規制をしたいと考えており、また、1㎡以内であれば安価な電光掲示板を設置できることから過度の規制ではないと考えている。</p>
--------------	--

■委員

自家用広告物は規制から除外するべきではないか。

■事務局

交差点にある自家用広告物の規制は、今後の検討課題とさせてほしい。

■会長

禁止については、運転する人への配慮が大きいということによいか。

■事務局

歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観を保全、再生、活用していくためにも、市民はもとより県内外の多くの方々が利用される幹線道路について、輝度が高く、過度の光の点滅などにより周辺の景観に大きな影響を与える電光掲示板を規制したいと考えている。

また、安全面についても、大きな交差点では、信号機や道路標識、通行する人、自転車や車も混在し、安全に対する配慮も必要であることから、一部の場所に限って規制したい。

■委員

規制強化した場合に不適合となるものの救済措置は、どのように考えているのか。

■事務局

経過措置として一定の期間、猶予したいと考えている。他の都市の事例で7年の経過措置をとっているところもある。

■委員

アーケード中の広告物の大きさについてもいえることだが、自家用広告物の1㎡などの基準は、実際にどこかで実証実験してみる必要があるのではないか。

■委員

1㎡以内の中には、映像広告物も含むのか。

■事務局

テレビのような「映像広告物」もあれば、簡易な「その他の電光掲示板」もあり、両方を対象としている。抽出調査した結果、「その他の電光掲示板」の約7割が1㎡以内に収まっていることから、過度の規制とならないよう1㎡までは許容したいと考えている。

<2. アーケードに設置する屋外広告物のあり方>

■委員

見直しの方向性に、「公共の観光情報等を広告の一部に入れる」とあるが、掲載費用面等で何処が出すかなど、広告主ともめる可能性があるため、さらに検討してほしい。

■委員

緊急車両等が入ってくることもあるので、材料、素材の検討が必要である。

■会長

想定される場所はどこか。天文館アーケードか。

■事務局

アーケード広告の基準緩和のため、「広告物活用地区」という制度を設け、手を挙げた地区から、この制度を適用していきたいと考えている。

■委員

すばらしいことだと思う。アーケード広告は街の賑わいを増すことから規制緩和も重要である。

■委員

社会実験で5㎡の広告を見せて、これで良いということだったが、もっと大きいサイズなど他のものを見せると、それが良いと言うかもしれない。

■事務局

「広告物活用地区」の導入に向け、今後、サイズを設定していきたい。現在は、緩和できる制度を導入することを考えている段階である。

■委員

落下の危険性から、屋外広告物条例で吊り下げ広告物の素材や重さ等の基準はあるのか。

■事務局

重さの基準はなく、車道では地面から4.5m以上の高さを確保することが必要となっている。素材等については、検討していくことが必要だと考えている。

<3. 景観計画に定める眺望確保範囲内における屋外広告物の高さのあり方>

特に意見なし

< 4. 都市計画区域外、市街化調整区域、白地地域に掲出される屋外広告物のあり方 >

■会長

路線沿道を第二種禁止地域に指定すると、どうなるのか。

■事務局

(野立広告物を例に説明)

■委員

国道3号沿いに立っている一般広告物はどうなるのか。

■事務局

質問の場所は用途地域が指定されており、規制の対象とはならない。都市計画区域の市街化調整区域、白地地域などを対象に規制していきたいと考えている。

■委員

もう少し、対象区域を細かく示してほしい。指宿では、規制をかけすぎて目的地へたどり着けないなど苦情が多くなったと聞いた。規制の対象範囲については、線引きをはっきりさせてほしい。

■事務局

図面で対象路線を表示。

案内看板は立てられるが、個人商店を示すものは立てられないことになる。

郊外部の国道、県道沿い等について、第二種禁止地域に指定し、景観を阻害しないようにしたい。

また、第二種禁止地域となった場合でも野立広告物の場合、自家用広告物で面積5㎡以下、高さ5m以下のものは立てることは可能であり、全てを規制している訳ではない。

なお、対象区域については、次回の審議会で分かりやすく整理し提示したい。

< 5. 色彩基準のあり方 >

■委員

先ほどの説明の中で、他都市の事例で店舗名などの地色が変わっていたが、こういうものも屋外広告物に含まれるのか。

■事務局

屋外広告物に含まれる。他都市の事例で紹介したものは、ホームページで優良事例として出しているものであり、条例で決めた落ち着いた色彩となっている。

■委員

企業としては、企業カラーは決められているので、色を変えることは難しいのではないかと、すべてのコンビニの色が桜島の茶色になるのはどうかと思う。

■事務局

桜島のコンビニは自然公園法に基づき、落ち着いた色彩となっている。色彩については、郊外部の自然景観の残る場所で彩度の基準を設けたいと考えている。

■会長

規制する場所にある屋外広告物については、経過措置を考えるのか。

■事務局

そう考えている。

<6. 景観上重要な地区のあり方>

特に意見なし

<7. 国又は地方公共団体の屋外広告物のあり方>

■会長

公共広告物の届け出について、改善措置を実施しているのか。

■事務局

5㎡を超えたもので、届出を行っていないものが、複数あったことから、指導を行い、現在は適正に処理されている。また、市に留まらず、全ての公共広告物を指導するために、県や国へも届出の必要性をお知らせし、また、本年2月25日に庁内の職員を対象に屋外広告物の講習会を実施し、周知を行っている。

<8. 交通機関の車体広告物のあり方>

■委員

以前、神戸の全面ラッピングバスを鹿児島市内で走らせたことがあったが、見ると後を付いていきたいほど、かっこいいデザインだった。
良いデザインであれば、全面ラッピングバスでもよいと思う。

■会長

例えば、バスの片側の全面をデザインしても3/10以下に収まるのか。

■事務局

収まる。また、3/10以下であれば、地色をデザインすることが出来るが、文字は1/10以内に収める必要がある。

■委員

なぜ、窓面には表示できないのか。ラッピングバスは、いい収入源だと思うのだが。今は、いいシートがあるので、ぜひ検証してほしい。

■事務局

シートを窓面に貼ると、乗客が外を見にくいことから、遠慮してほしいと考えている。また、交通局の自主審査では、現在も窓面にはシートを貼らないよう指導している。

■会長

おはら祭りの時に花電車がある。取り扱いはどうなるのか。

■事務局

適用除外となると考えられる。

■委員

事前にデザインを提出して審査するのか。

■事務局

交通局にデザインを提出することになっており、交通局によると、事前にデザインを提出することにより、派手なデザインのは減ってきているようだ。

<その他>

■委員

条例を守らなかった場合の罰則規定をはっきりさせないといけない。罰金などをセットし、表に出てくるようにした方がよい。

■委員

市内の調査で48,000件の屋外広告物を確認した。申請は出さない方が得だという業者もいる。

屋外広告物の申請を受ける道路管理課の担当者は、一人しかいないため、条例改正に伴い、取締り体制も強化する必要がある。

また、屋外広告士という制度があるので、管理者には、資格を持つ人を付けるべきである。条例の改正にあたっては、その辺りも検討してほしい。

<p>4 閉 会</p>	<p>■事務局</p> <p>違反広告物については、委託して除去しているほか、簡易除却制度を設けている。定期的に一斉除却しているが、まだ違反物件は存在する。</p> <p>また、管理者については、今後検討していきたい。</p> <p>■会長</p> <p>今回の意見を参考にして、条例の改正について更に検討を重ねてほしい。</p> <p>その他で何か質問等があるか。特になければ、本日の審議を終了する。</p> <p>■事務局</p> <p>本日の審議会の意見を参考にしながら、平成22年度の屋外広告物条例改正に向け、骨子案を作成することとする。また、条例骨子案がまとまった段階で審議会へ報告を行うこととする。</p> <p>4 閉 会</p>
--------------	---